

公立病院改革プランの概要

団 体 名	北 広 島 町						
プ ラ ン の 名 称	北広島町立豊平病院中期経営健全化計画(公立病院改革プラン)						
策 定 日	平成 21年 2月 27日						
対 象 期 間	平成 21年度 ～ 平成 23年度						
病院の現状	病 院 名	北広島町豊平病院					
	所 在 地	山県郡北広島町阿坂4705番地					
	病 床 数	一般病床 44床					
	診 療 科 目	内科, 外科, 眼科, リハビリテーション科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	現在、当院は過疎地域における一般医療を提供し、保健・福祉・医療による地域包括ケアシステムの中心的役割を果たしているとともに、集団検診など保健衛生に関する行政を担っている。また、二次医療機関として位置づけられている。今後は、圏域の高齢化に伴い変化する疾病構造に対応して、保健センター、訪問看護ステーション、地域包括支援センターと連携してプライマリケアに重点化した役割を担う。						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	地方交付税算定基準を基に積算した額を繰入 普通交付税 病床当り、町債償還額負担割合、過疎地域の救急医療維持 特別交付税 過疎医療のための病床当り						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	100.0	98.0	100.3	100.6	100.9	
	医業収支比率	91.1	87.3	89.6	89.9	90.1	
	職員給与費比率	63.8	66.4	65.0	65.2	65.3	
	材料費医業収益比率	20.3	22.6	20.4	20.4	20.1	
上記目標数値設定の考え方	単年度黒字化を達成した平成19年度を指標とし、医療収益の増加及び費用削減に継続して取り組み、継続3カ年の黒字化堅持を目指す。						

				団体名 (病院名)	北広島町 (北広島町豊平病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
病床利用率		92.0	92.0	92.0	92.0	92.0	
平均在院日数		26.0	23.5	23.5	23.5	23.5	
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期 に係る計画	民間的経営手法の導入	地方公営企業法第2条に基づく公営企業法全部適用病院として、独立運営を目指すこととし、平成20年4月より、全部適用病院としての運営を開始。病院の経営責任を明確化し、経営進捗確認等を行い、経営健全化に向けた一層の努力を行なえる体制作りを進める。					
	事業規模・形態の見直し	医師の増員、確保を図り、在宅療養支援病院として在宅療養について強化体制をとる。今後は、各医療機関、関係機関との連携を強化し、より在宅医療提供体制の充実を図る。					
	経費削減・抑制対策	外部委託経費の入札実施等による圧縮、各種仕入れ物品について他の公的医療機関との連携による共同購入の検討等によりコスト削減を図る。					
	収入増加・確保対策	13対1の実施による入院基本料の引き上げ、亜急性期病床開設等による平均単価の上昇、在宅療養支援病院としての機能を強化し、訪問看護ステーション・デイケアの活用による在宅・介護部門との連携強化、キャンペーン等の実施による増患対策、自由設定料金増額の検討等					
	その他	院内に経営健全化委員会を設置。診療報酬検討会及び病床管理検討会等により収入のアップ、費用の削減等、経営健全化への具体的取り組みを実施。					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度	94.1%	18年度	91.1%	19年度	91.9%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等						

団体名 (病院名)	北広島町 北広島町豊平病院
--------------	------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する広島圏域には、下記の公立病院及び公的病院が開設されている。 県立広島病院、広島赤十字病院、原爆病院、広島市立広島市民病院、広島市立安佐市民病院、広島市立舟入病院、広島大学病院、広島県厚生農業協同組合連合会吉田総合病院、安芸太田町立安芸太田病院等多くの病院が立地している。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	広島県保健医療計画において、高度医療、救急医療機関の連携、ネットワーク化、産科の集約化・重点化等が述べられているが、当病院の所在する広島医療圏における具体的な方向性はまだ示されていない。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成23年度末	<内容> 広島県との連携をはかり、広島県を主体とした再編・ネットワーク計画の方向性を踏まえ、北広島町立病院・診療所経営健全化委員会において検討、協議を行い、結論を得る。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	<input type="checkbox"/> 民間譲渡		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	その他特記事項	<時期> 計画の点検・評価(平成23年度)において協議	<内容> 平成20年4月、公営企業法全部適用に移行したもので、公営企業法全部適用による経営責任の明確化、機動性を図り、経営の健全化に努めるとともに平成23年度末を目途に、北広島町立病院・診療所経営健全化委員会において検証、検討、協議を行なう。	
		既設の北広島町立病院・診療所経営健全化委員会において行う。 (外部有識者、医療機関代表、地域代表、町長、事業管理者、町立診療所)		
		毎年2月～3月予定		

(別紙)

団体名 (病院名)	北広島町 (北広島町豊平病院)
--------------	--------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	658	679	700	715	715	715
	(1) 料 金 収 入	591	603	620	635	635	635
	(2) そ の 他	67	76	80	80	80	80
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	2. 医 業 外 収 益	104	100	107	107	107	107
	(1) 他会計負担金・補助金	98	93	102	102	102	102
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	6	7	5	5	5	5
	経 常 収 益 (A)	762	779	807	822	822	822
	入	1. 医 業 費 用 b	741	745	801	797	795
(1) 職 員 給 与 費 c		421	433	465	465	466	467
(2) 材 料 費		144	138	158	146	146	144
(3) 経 費		137	137	140	148	145	144
(4) 減 価 償 却 費		37	36	35	35	35	35
(5) そ の 他		2	1	3	3	3	3
2. 医 業 外 費 用		34	34	22	22	22	22
(1) 支 払 利 息		22	22	22	22	22	22
(2) そ の 他		12	12	0	0	0	0
経 常 費 用 (B)		775	779	823	819	817	815
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	▲ 13	0	▲ 16	3	5	7	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	1	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	▲ 1	0	0	0	0	0
純 損 益 (C)+(F)	▲ 14	0	▲ 16	3	5	7	
累 積 欠 損 金 (G)	30	30	46	43	38	31	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	307	363	335	330	326	324
	流 動 負 債 (イ)	22	20	26	20	20	20
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						
差引 不 良 債 務 (オ)	▲ 285	▲ 343	▲ 309	▲ 310	▲ 306	▲ 304	
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	▲ 61	▲ 58	34	▲ 1	4	2	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	98.3	100.0	98.0	100.3	100.6	100.9	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	▲ 43.3	▲ 50.5	▲ 44.1	▲ 43.4	▲ 42.8	▲ 42.5	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	88.8	91.1	87.3	89.6	89.9	90.1	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	64.0	63.8	66.4	65.0	65.2	65.3	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	0	0	0	0	0	0	
病 床 利 用 率	91.1	91.9	92.0	92.0	92.0	92.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=(「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=(「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	北広島町 (北広島町豊平病院)
--------------	--------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 企業債			9			
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金		9				
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
入	収入計 (a)		9	9	0	0	0
	うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
	純計(a)-{(b)+(c)} (A)		9	9	0	0	0
支	1. 建設改良費			13			
	2. 企業債償還金	30	41	43	43	44	45
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計 (B)	30	41	56	43	44	45
差引不足額 (B)-(A) (C)		30	32	47	43	44	45
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	30	32	47	43	44	45
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (D)		30	32	47	43	44	45
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	() 97,573	() 92,822	() 101,920	() 101,920	() 101,920	() 101,920
資本的収支	() 0	() 9,406	() 0	() 0	() 0	() 0
合計	() 97,573	() 102,228	() 101,920	() 101,920	() 101,920	() 101,920

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。